

# 5. 犯罪被害者支援業務



## 5-1 令和3年度における業務の概況

### (1) 犯罪被害者支援ダイヤルへのアクセス向上

令和3年度は、コールセンターに設置している犯罪被害者支援ダイヤル（5-3(1)参照）について、利用者負担となっていた通話料の見直しを行った。具体的には、利用者の経済的負担の軽減と利用促進を図るためにフリーダイヤルを導入することとし、令和4年度の利用開始に向けて準備を進めた（令和4年4月1日利用開始）。

また、犯罪被害者支援ダイヤルへたどり着きやすくするため、法テラスの犯罪被害者支援をインターネットで検索した際に、検索結果として法テラス公式ホームページとは別に表示される犯罪被害者支援専用Webページを新たに設けた。同Webページでは、受けられる支援を分かりやすく掲載するとともに、犯罪被害者支援ダイヤルを案内し、スマートフォン利用者向けにはダイヤルタップ機能を設けた。

さらに、犯罪被害者支援に関する各種刊行物、案内チラシ等に、同Webページの二次元バーコードを載せた。



### (2) DV等被害者法律相談援助業務の状況

DV等被害者法律相談援助（5-4参照）では、新型コロナウイルス感染症の影響による相談ニーズに対応するため、令和2年5月11日から開始された電話等による相談を、令和3年度においても引き続き実施した。

また、新型コロナウイルス感染症などの事情がない平常時においても、電話等を活用した相談（DV等被害者電話等相談援助）が実施できるよう準備を進めた（令和4年4月1日付けで業務方法書及びDV等被害者法律相談援助業務運営細則改正）。

同援助の法律相談類型のうち児童虐待については、虐待を受けた18歳未満の児童本人が利用を申し出る必要があることから、児童に対しての制度周知が重要となるため、令和元年度から児童向けに分かりやすく説明したポスター及びポケットカード（資料5-20参照）の作成・配布に努めているところ、令和3年度においては、小中学校及び公立図書館等約5,800施設へ配布して掲示を依頼した。

さらに、児童虐待をテーマにした制度周知用アニメーション動画（資料5-21参照）を制作して、YouTubeの法テラス（公式）チャンネルへ掲載するとともに、動画広告として放映するなど、制度の周知に取り組んだ。

### (3) 研修の実施

令和3年度においては、性犯罪・性暴力被害者に対する支援をより適切に行うため、全国の担当職員が内閣府主催のオンライン研修を受講した。

また、児童虐待の被害者対応を適切に行うため、外部（NPO法人）講師による被虐待児への初期対応技術に関する研修を九州ブロックの地方事務所を対象に福岡市において実施し、職員の知識やスキルの向上に取り組んだ。

その他にも、ロールプレイ方式による内部研修の実施や、関係機関が開催する研修へ参加して、二次的被害の防止に努めるなど職員の対応スキルの向上を図った。

## 5-2 犯罪被害者支援業務の概要

法テラスが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、必要な支援を途切れることなく受けられるように、次の業務を行うものである。

- (ア) 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次ぎ等）
- (イ) 刑事手続の仕組みや、損害の回復や苦痛の軽減を図るための制度に関する情報の提供
- (ウ) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
- (エ) DV等被害者法律相談援助業務
- (オ) 被害者国選弁護関連業務
- (カ) 被害者参加旅費等支給業務

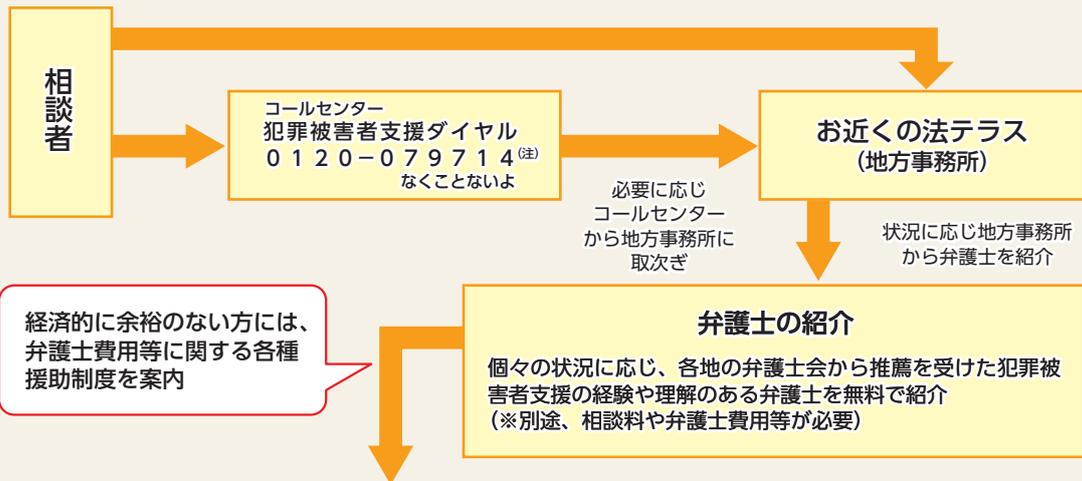
資料 5-2 犯罪被害者支援業務の流れ



(注) 令和4年4月1日より、犯罪被害者支援ダイヤルの番号が「0570-079714」から「0120-079714」へ変わりました。

経済的に余裕がなく、資力などについて一定の要件に該当する被害者等は、資料5-3に記載の弁護士費用等に関する援助制度を利用することができる。

資料 5-3 弁護士費用等に関する援助制度



弁護士費用等に関する援助制度

※利用には、それぞれ一定の要件等がある

民事法律扶助 (民事裁判等手続)

民事裁判等手続に関して、無料法律相談や弁護士費用等の立替えを行う制度  
(例) ・損害賠償命令制度の利用  
・損害賠償請求 (訴訟等)  
・保護命令申立て など

DV等被害者法律相談援助

(民事/刑事/行政手続)  
DV、ストーカー、児童虐待の被害にあわれた方に対し、資力にかかわらず、弁護士による法律相談を実施する制度  
(平成30年1月24日開始)

被害者参加人のための国選弁護 (刑事手続)

一定の事件の被害者やご家族の方などで、裁判所から刑事裁判への参加を許可された方 (被害者参加人) の援助を行う弁護士 (被害者参加弁護士) の費用等を国が負担する制度

【日本弁護士連合会委託援助】

犯罪被害者法律援助 (刑事/行政手続)

殺人・傷害・性犯罪・ストーカー等の被害者やご家族の方などを対象に、刑事手続・少年審判についての手続及び行政手続に関する援助を行う制度  
(例) ・被害届提出  
・マスコミ対応  
・少年審判傍聴付添 など

子どもに対する法律援助 (行政/法的手続)

児童虐待その他の事由により人権救済を必要としており、親等からの協力を得られない子どもを対象に、行政手続、訴訟等に関する援助を行う制度  
(例) ・行政機関 (児童相談所等) や施設との交渉代理  
・訴訟代理 など

(注) 令和4年4月1日より、犯罪被害者支援ダイヤルの番号が「0570-079714」から「0120-079714」へ変わりました。

## 5-3 犯罪被害者支援に関する情報の提供等

### (1) 犯罪被害者支援ダイヤル

コールセンターには、一般ダイヤル（サポートダイヤル）の電話番号のほか、犯罪被害にあわれた方やご家族の方のための専用ダイヤル「犯罪被害者支援ダイヤル 0120-079714（なくことないよ）」（令和4年4月1日より、フリーダイヤルに変更）を設けている。犯罪被害者支援の知識や経験を有する担当者が、二次的被害を与えることがないように被害者等の心情に配慮しながら、損害の回復や苦痛の軽減につながる法制度や適切な相談窓口の情報提供を行っている。

#### ア 問合せ件数

犯罪被害者支援ダイヤルにおける問合せ件数の推移は資料5-4のとおりである。令和3年度は、平成18年の業務開始以来の最多件数となった。

資料 5-4 犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数の推移



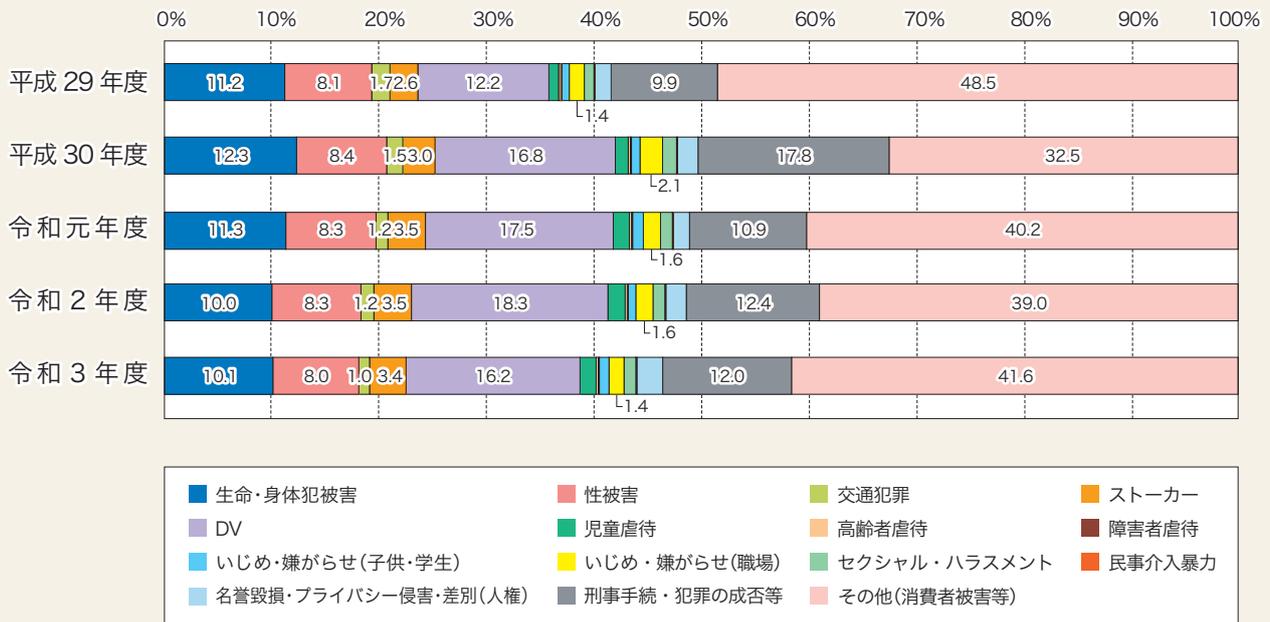
【参考】 業務開始(平成18年10月)～令和3年度末の問合せ件数(累計)

犯罪被害者支援ダイヤル (件数)	183,949 件
------------------	-----------

イ 問合せ内容

令和3年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける問合せ分野別内訳は、資料5-5のとおりである。DVに関する問合せが最も大きな割合を占め、次いで刑事手続・犯罪の成否等に関する問合せ、生命・身体犯被害に関する問合せと続いた。

資料5-5 犯罪被害者支援ダイヤル問合せ分野別内訳の推移



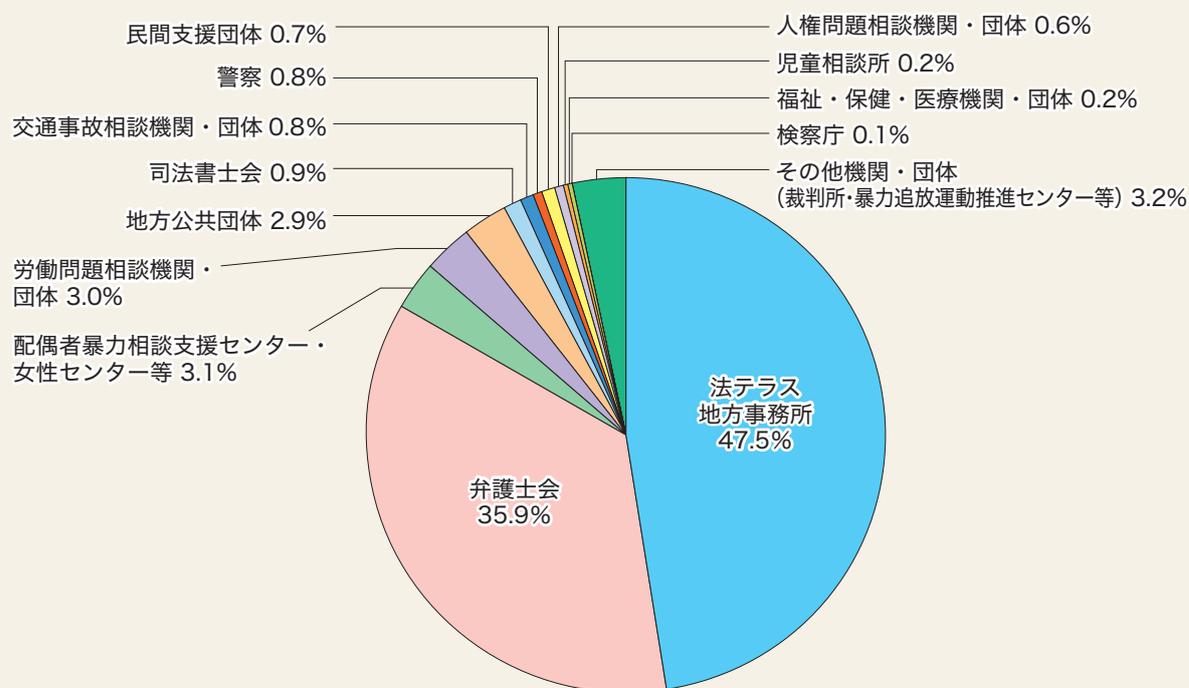
被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	刑事手続・犯罪の成否等	その他(消費者被害等)
平成29年度	11.2%	8.1%	1.7%	2.6%	12.2%	0.9%	0.2%	0.1%	0.7%	1.4%	0.9%	0.1%	1.5%	9.9%	48.5%
平成30年度	12.3%	8.4%	1.5%	3.0%	16.8%	1.2%	0.2%	0.1%	0.8%	2.1%	1.3%	0.1%	1.9%	17.8%	32.5%
令和元年度	11.3%	8.3%	1.2%	3.5%	17.5%	1.5%	0.2%	0.1%	1.0%	1.6%	1.1%	0.1%	1.5%	10.9%	40.2%
令和2年度	10.0%	8.3%	1.2%	3.5%	18.3%	1.6%	0.2%	0.1%	0.7%	1.6%	1.1%	0.1%	1.9%	12.4%	39.0%
令和3年度	10.1%	8.0%	1.0%	3.4%	16.2%	1.5%	0.2%	0.1%	0.9%	1.4%	1.1%	0.1%	2.4%	12.0%	41.6%

## ウ 紹介先

令和3年度に犯罪被害者支援ダイヤルで受け付けた問合せに対する紹介先の割合は、法テラス地方事務所が最も高く47.5%を占めている。これは犯罪被害者やその家族などにとってアクセスしやすい地方事務所を紹介し、その地方事務所において各種援助制度の案内や弁護士紹介などを行っているためである。次いで弁護士会が35.9%を占めるが、これは各地方の弁護士会で行う法律相談を案内することが多いためである。その他、DV被害に関して配偶者暴力相談支援センター、パワハラ・セクハラ等被害に関して労働問題相談機関・団体など法的支援以外の支援が必要な場合には、被害内容に応じた相談窓口の紹介を行っている。

資料5-6

令和3年度犯罪被害者支援ダイヤル紹介先関係機関内訳

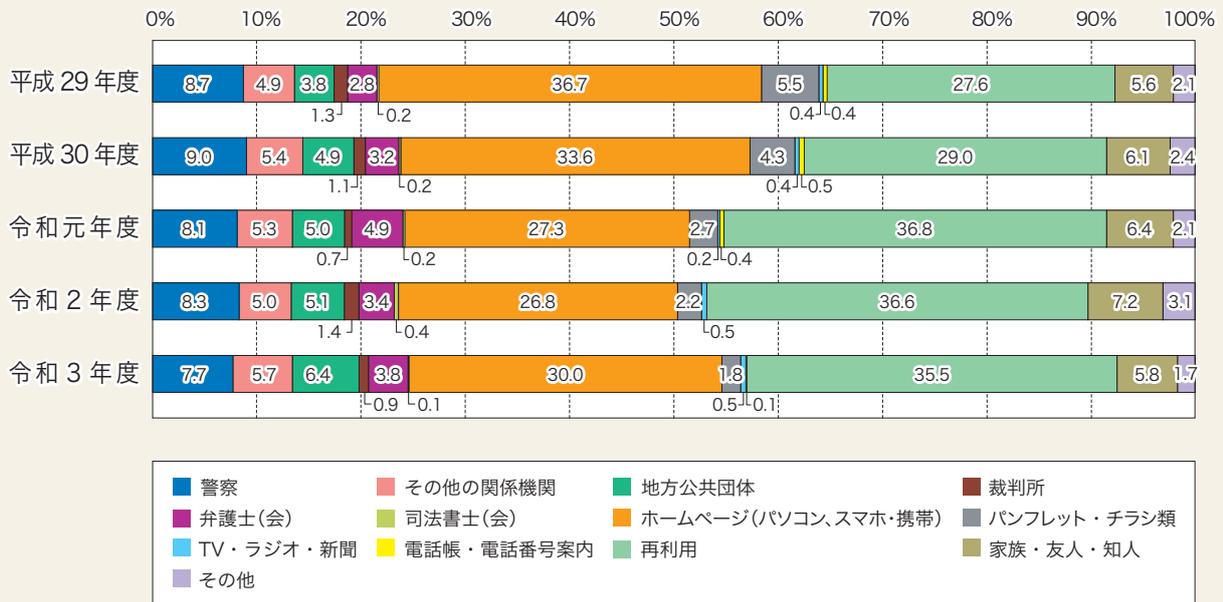


Ⅰ 認知媒体

令和3年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける認知媒体（注）の内訳は、例年どおり、ホームページが高い割合を占めている。また、地方公共団体が増加しており、これは地方公共団体職員への周知が進んだ結果によるものと考えられ、地方事務所における連携活動の成果といえる。

（注）認知媒体：利用者が法テラスを知った媒体のこと。

資料5-7 犯罪被害者支援ダイヤル認知媒体内訳の推移



（注）認知媒体は、令和3年9月に聞き取りを行い、任意で回答を得られたものを基に算出

## (2) 地方事務所

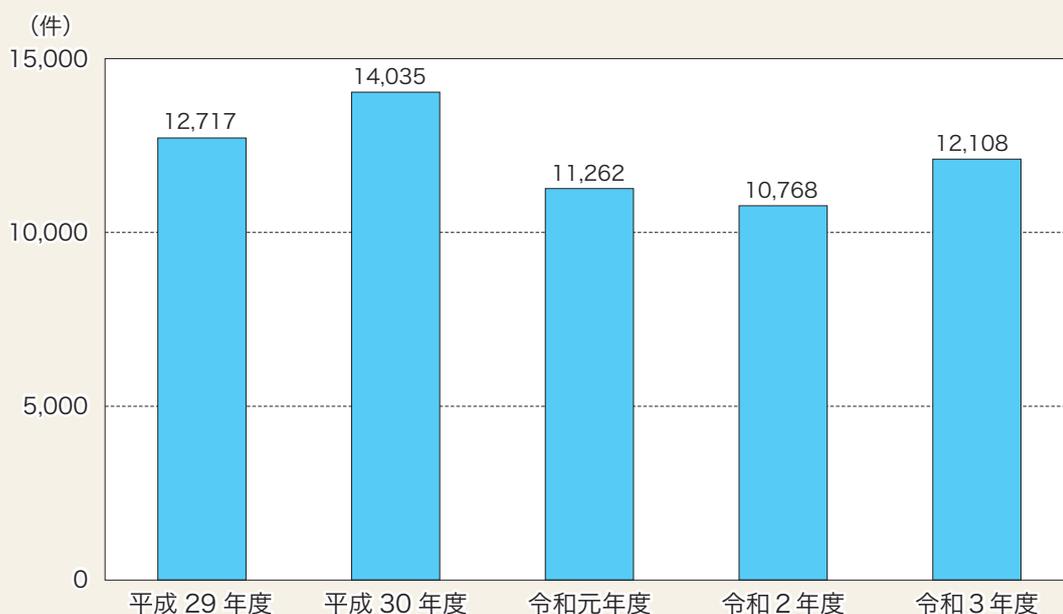
全国の地方事務所では、犯罪被害者支援ダイヤルと同様の情報提供を電話及び面談により行うほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、DV等被害者法律相談援助業務及び被害者国選弁護関連業務における指名通知を行っている。

### ア 問合せ件数

地方事務所における問合せ件数は、資料5-8のとおりである。地方事務所ごとに広報活動を工夫するとともに、関係機関との連携を通じて業務内容の周知に取り組んでいる。

犯罪被害者支援ダイヤルと同様に、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発出を受け、令和2年度は一時的に地方事務所の受付時間を縮小して営業した影響などから問合せが減少したが、令和3年度は一定程度まで回復した。

資料 5-8 地方事務所問合せ件数の推移



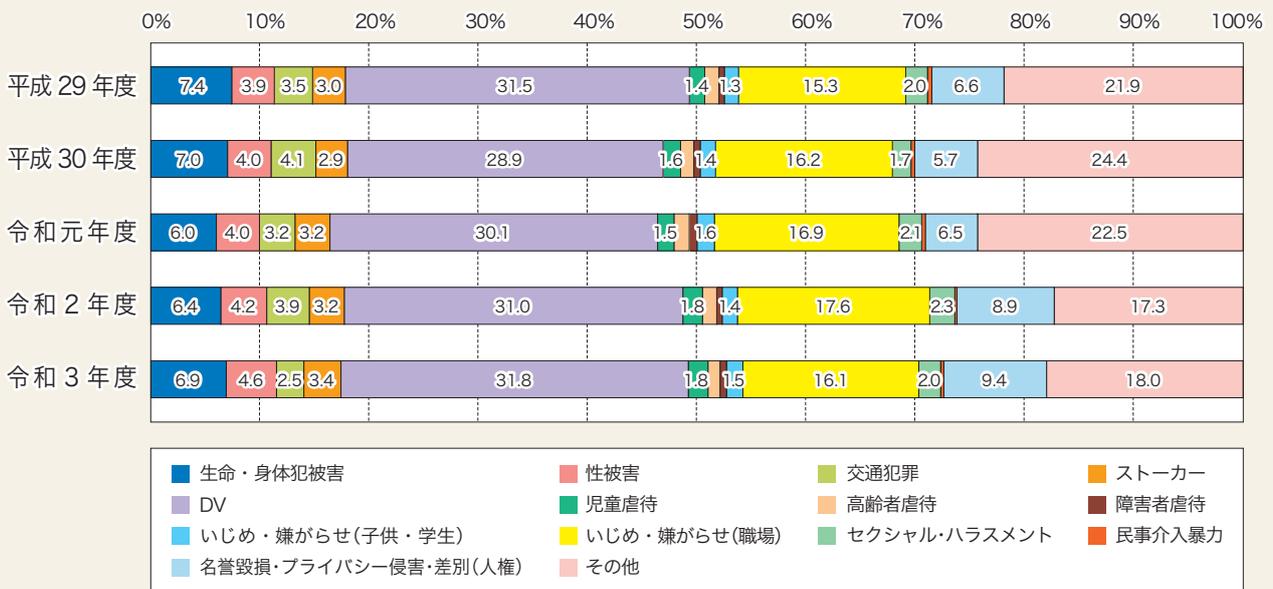
【参考】 業務開始(平成18年10月)～令和3年度末の問合せ件数(累計)

地方事務所 (件数)	193,673 件
------------	-----------

イ 問合せ内容

令和3年度の問合せ分野別内訳は、資料5-9のとおりである。DVに関する問合せ割合が依然として高く、全体の31.8%を占め、次いでいじめ・嫌がらせ（職場）と続いている。

資料5-9 地方事務所問合せ分野別内訳の推移



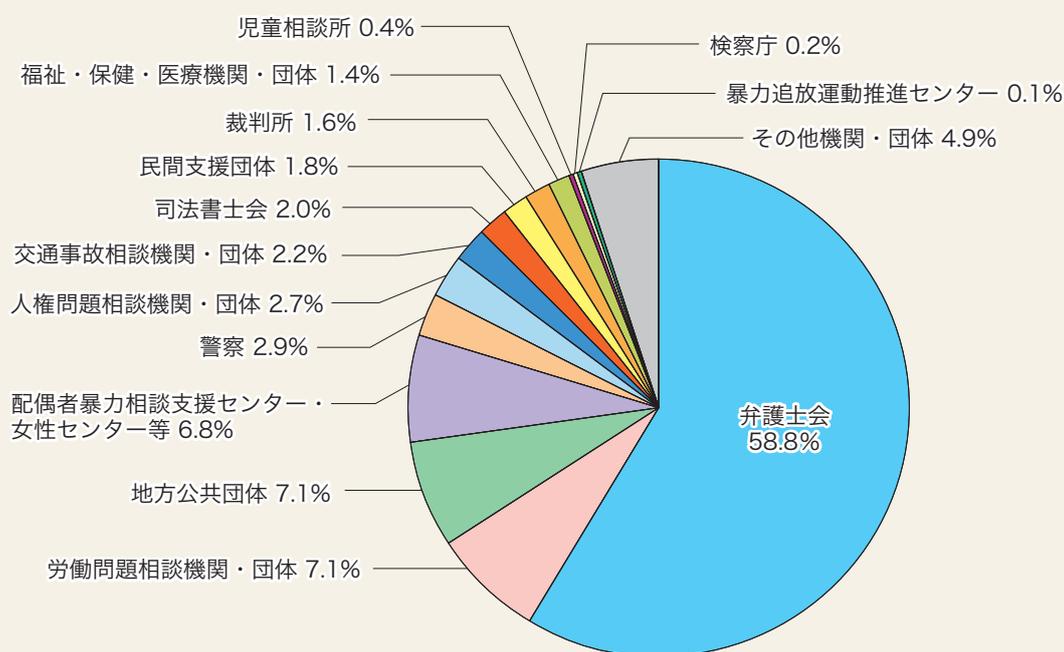
被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	その他
平成29年度	7.4%	3.9%	3.5%	3.0%	31.5%	1.4%	1.3%	0.5%	1.3%	15.3%	2.0%	0.4%	6.6%	21.9%
平成30年度	7.0%	4.0%	4.1%	2.9%	28.9%	1.6%	1.2%	0.6%	1.4%	16.2%	1.7%	0.4%	5.7%	24.4%
令和元年度	6.0%	4.0%	3.2%	3.2%	30.1%	1.5%	1.4%	0.7%	1.6%	16.9%	2.1%	0.3%	6.5%	22.5%
令和2年度	6.4%	4.2%	3.9%	3.2%	31.0%	1.8%	1.3%	0.5%	1.4%	17.6%	2.3%	0.2%	8.9%	17.3%
令和3年度	6.9%	4.6%	2.5%	3.4%	31.8%	1.8%	1.1%	0.6%	1.5%	16.1%	2.0%	0.3%	9.4%	18.0%

## ウ 紹介先

令和3年度に地方事務所で受け付けた問合せに対する紹介先の割合は、弁護士会が58.8%と最も高く、過半数を占めている。これは、地方事務所で行う相談以外に各地の弁護士会の相談を利用するケースが多いためである。次いで労働問題相談機関・団体、地方公共団体が7.1%と高い割合になった。

資料5-10

令和3年度地方事務所紹介先関係機関内訳



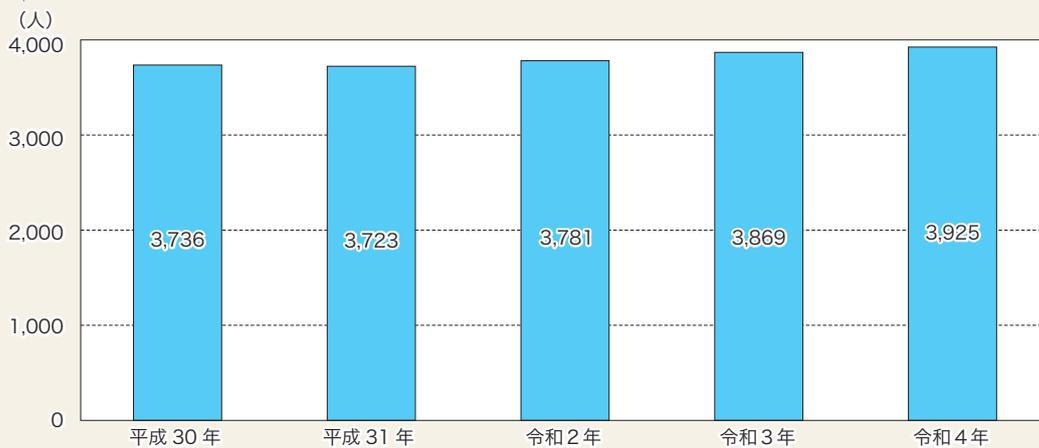
エ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介業務

法テラスでは、犯罪の被害について弁護士と相談をしたくてもその接点がない方のために、個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っている。

(ア) 弁護士数

弁護士会から推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の数は、令和4年4月1日現在で3,925名となった。今後も日本弁護士連合会や各地の弁護士会との連携により、弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-11 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移



(注1) いずれも4月1日現在  
(注2) 上記弁護士数には、常勤弁護士を含む。

資料 5-12 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移 (地方事務所別)

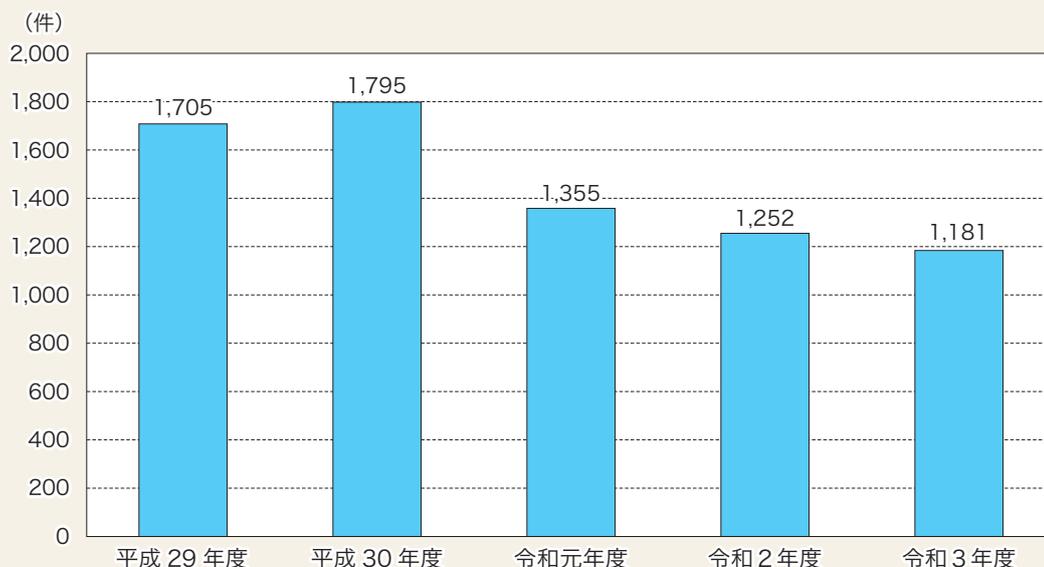
地方事務所名	人数					地方事務所名	人数				
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
札幌	186	204	217	218	215	愛知	149	150	156	160	157
函館	34	34	35	32	33	三重	42	41	41	44	44
旭川	14	14	14	15	15	滋賀	22	33	33	31	35
釧路	35	35	32	32	32	京都	194	202	209	215	214
青森	39	27	26	25	25	大阪	219	210	222	223	232
岩手	28	28	25	25	24	兵庫	108	107	126	157	189
宮城	84	43	55	56	60	奈良	40	43	30	32	32
秋田	39	39	37	35	35	和歌山	32	32	42	42	45
山形	64	56	61	60	59	鳥取	23	23	23	21	21
福島	47	48	47	44	44	島根	21	23	24	25	25
茨城	77	77	75	75	79	岡山	35	35	36	42	43
栃木	59	58	57	58	56	広島	44	44	45	44	44
群馬	43	43	43	43	51	山口	56	53	36	39	36
埼玉	41	41	43	45	48	徳島	46	43	42	41	41
千葉	93	85	80	101	109	香川	46	41	39	44	44
東京	372	379	385	404	413	愛媛	60	58	64	63	31
神奈川	210	213	211	214	218	高知	30	36	33	38	37
新潟	78	78	88	88	89	福岡	245	251	270	277	270
富山	22	29	30	31	31	佐賀	50	52	51	50	49
石川	58	55	42	28	37	長崎	57	57	57	55	56
福井	43	43	45	45	47	熊本	39	40	41	41	40
山梨	37	35	35	35	35	大分	65	61	62	61	64
長野	152	163	159	159	160	宮崎	35	35	29	30	32
岐阜	41	40	40	40	40	鹿児島	52	50	46	42	41
静岡	68	74	79	80	84	沖縄	62	62	63	64	64
合計	3,736	3,723	3,781	3,869	3,925						

(注1) いずれも4月1日現在  
(注2) 上記弁護士数には、常勤弁護士を含む。

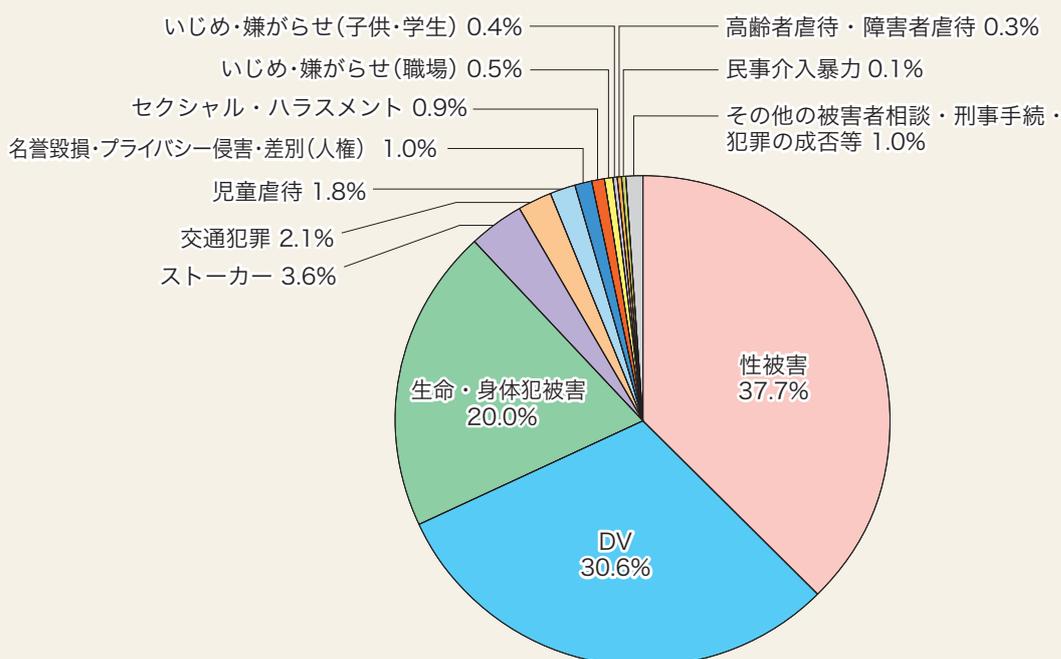
(イ) 弁護士紹介件数

令和3年度の弁護士紹介件数は1,181件であった。被害者の様々なニーズに対応するため、今後も全国で弁護士を紹介する体制の整備と拡充を図っていかねばならない。弁護士を紹介した案件の主な被害種別は、性被害、DV、生命・身体犯被害の順に多く、これらの被害種別で全体の88.3%を占めている。

資料 5-13 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の推移



資料 5-14 令和3年度犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳



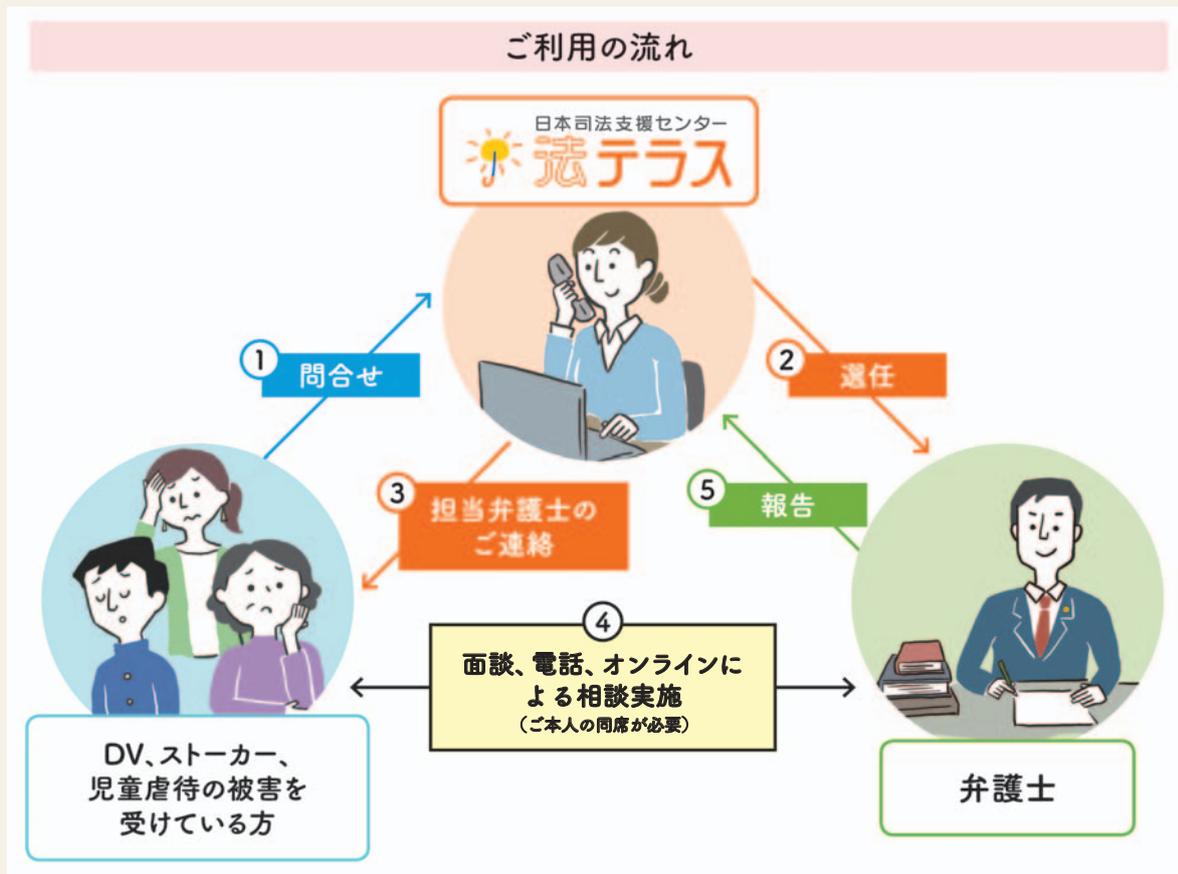
## 5-4 DV等被害者法律相談援助業務

法テラスでは、DV、ストーカー及び児童虐待の被害を受けている方を対象に、「DV等被害者法律相談援助」を実施している。

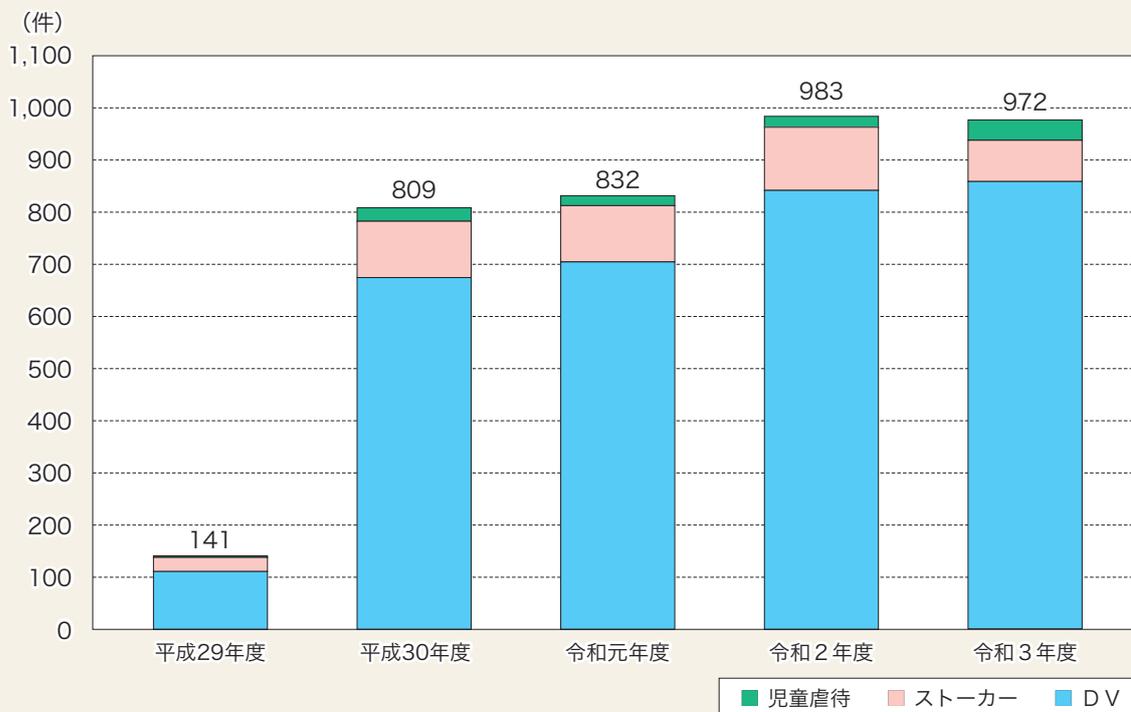
この業務は、事案の特殊性から速やかに弁護士へつないで法律相談を実施することを目指しており、対象者の資力にかかわらず、再被害の防止に必要であれば刑事・民事を問わず相談を実施できることなどを特徴としている（ただし、対象者が一定の基準を超える資産を有する場合、法律相談料は対象者の負担となる）。

資料5-15は、制度利用の流れを説明したものであり、制度開始後の年度別件数の推移は資料5-16のとおりである。

資料 5-15 DV等被害者法律相談援助制度利用の流れ



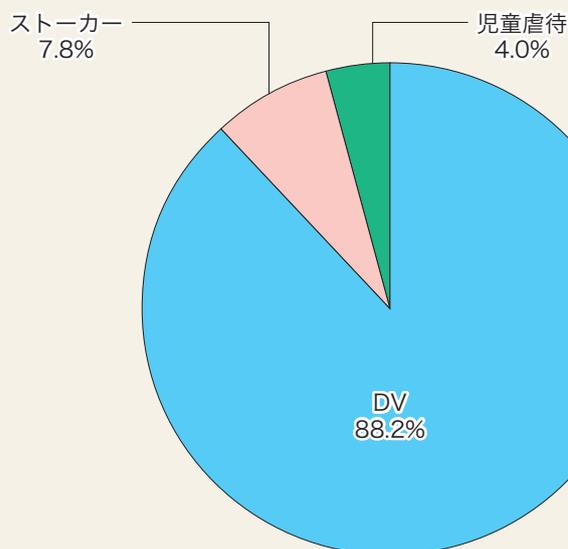
## 資料 5-16 DV等被害者法律相談援助件数の推移



(注) 平成29年度分については、平成30年1月から同年3月実施分

被害種別内訳は、資料5-17のとおりである。例年DVの割合が特に高く、令和3年度は全体の88.2%を占め、次いでストーカーが7.8%、児童虐待が4.0%であった。

## 資料 5-17 令和3年度DV等被害者法律相談援助の被害種別内訳

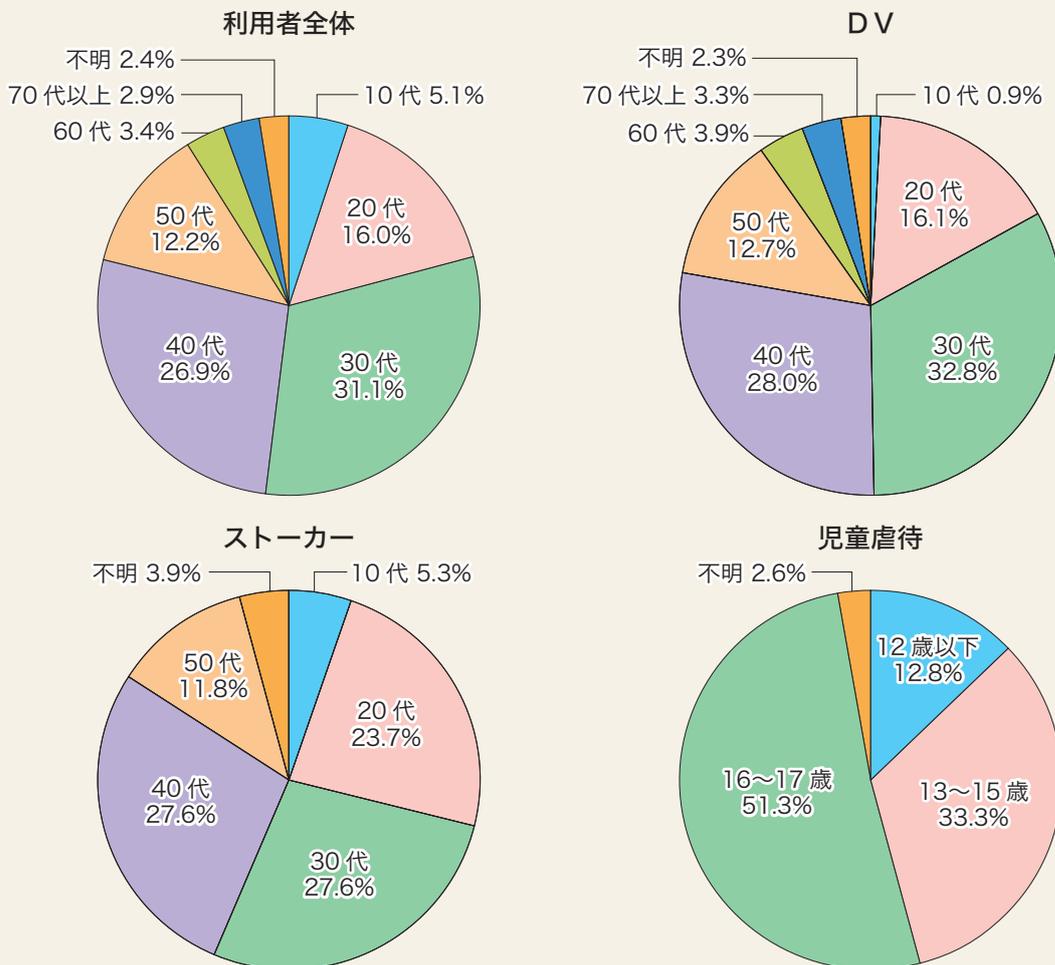


利用者の性別・年代の内訳は、資料5-18及び資料5-19のとおりである。女性が大きな割合を占めているが、全ての被害種別で男性利用者も一定数見られた。年代別では、30代が31.1%と最も多く、20代から40代が全体の74%を占めた。

資料5-18 令和3年度DV等被害者法律相談援助利用者の性別



資料5-19 令和3年度DV等被害者法律相談援助利用者の年代



資料 5-20 児童向けポスター及びポケットカード



資料 5-21 制度周知用アニメーション動画

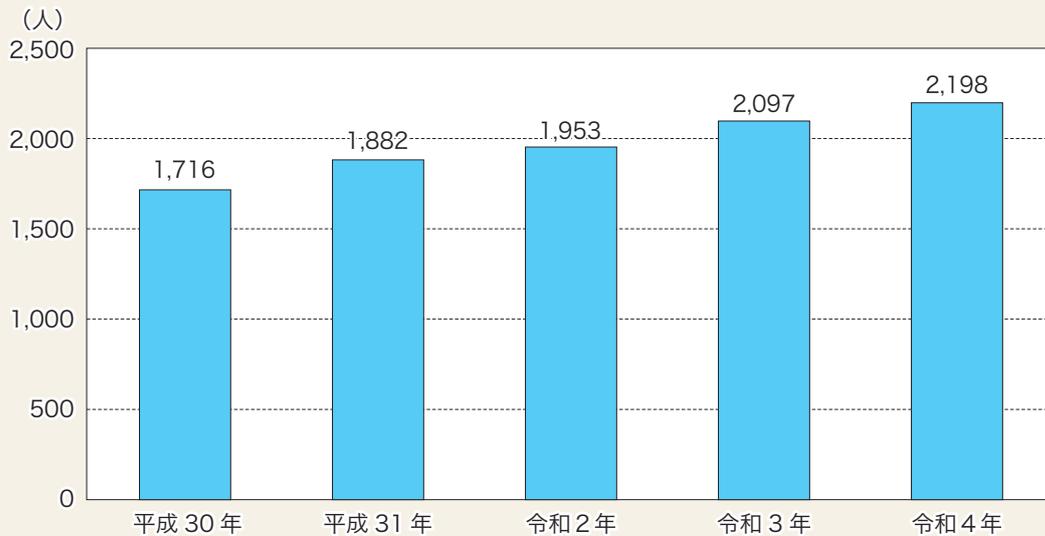


(注) 令和4年4月1日より、犯罪被害者支援ダイヤルの番号が「0570-079714」から「0120-079714」へ変わりました。

DV等被害者援助弁護士数の推移は、資料5-22のとおりである。令和4年4月1日現在で前年度より101名増加の2,198名となった。

地方事務所別のDV等被害者援助弁護士数は、資料5-23のとおりである。

資料 5-22 DV等被害者援助弁護士数の推移



(注1) いずれも4月1日現在  
(注2) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

資料 5-23 DV等被害者援助弁護士数（地方事務所別）

地方事務所名		人数 (人)	地方事務所名		人数 (人)	地方事務所名		人数 (人)	
札	幌	104	新	潟	50	島	根	15	
函	館	18	富	山	21	岡	山	42	
旭	川	23	石	川	63	広	島	25	
釧	路	35	福	井	32	山	口	29	
青	森	22	山	梨	31	徳	島	22	
岩	手	28	長	野	31	香	川	27	
宮	城	49	岐	阜	23	愛	媛	18	
秋	田	11	静	岡	59	高	知	19	
山	形	38	愛	知	86	福	岡	123	
福	島	40	三	重	14	佐	賀	28	
茨	城	38	滋	賀	21	長	崎	48	
栃	木	12	京	都	43	熊	本	33	
群	馬	28	大	阪	77	大	分	59	
埼	玉	58	兵	庫	39	宮	崎	18	
千	葉	46	奈	良	45	鹿	児	島	15
東	京	306	和	歌	山	沖	縄	17	
神	奈	川	鳥	取	24	合	計	2,198	

(注1) 令和4年4月1日現在  
(注2) 上記弁護士数に常勤弁護士は含まない。

## 5-5 被害者国選弁護関連業務

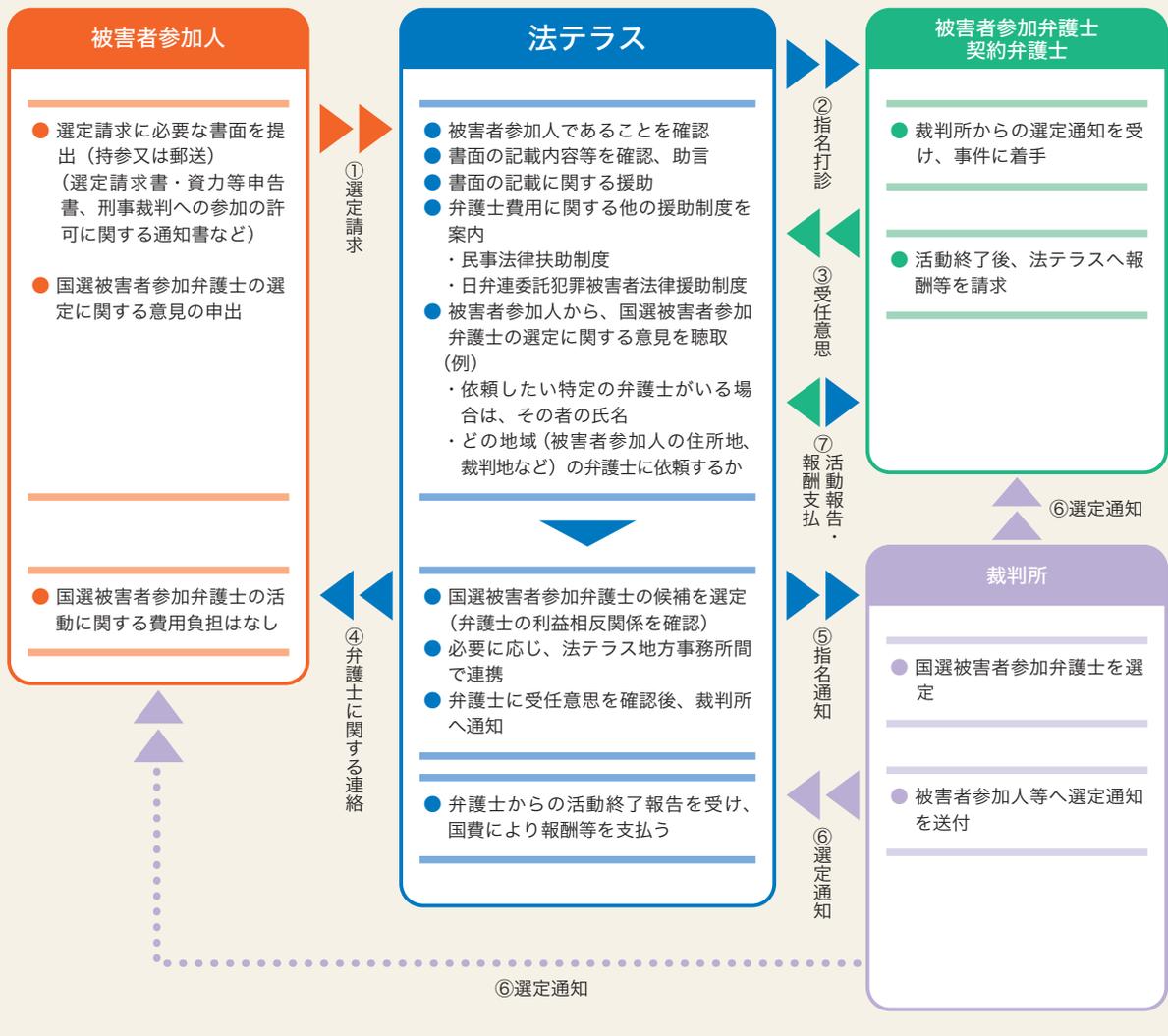
### (1) 被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度の概要

被害者参加制度とは、一定の犯罪の被害者等が、裁判所の許可を受けて公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度である。一定の犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②強制わいせつ・強制性交等（平成29年7月の改正刑法施行以前における罪名は強姦）等の罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、刑事裁判への参加を許可された被害者等（被害者参加人）が、経済的に余裕がない場合でも弁護士による援助を受けられるように、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

法テラスでは、全国の地方事務所において、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人の意見聴取、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

資料 5-24 国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ

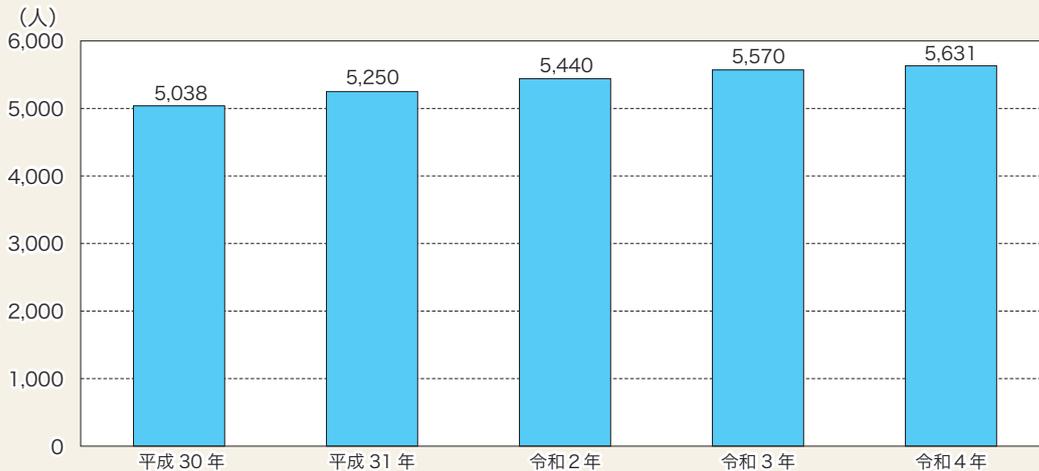


## (2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況

### ア 被害者参加弁護士契約弁護士

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は、令和4年4月1日現在で前年度より61名増加の5,631名となった。被害者参加人のための国選弁護制度の円滑な実施のために、今後も日本弁護士連合会や各弁護士会との連携のもと契約弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-25 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移



(注1) いずれも4月1日現在  
(注2) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

資料 5-26 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移（地方事務所別）

地方事務所名	人数					地方事務所名	人数				
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
札幌	204	219	235	236	233	愛知	161	187	183	184	181
函館	34	34	35	35	35	三重	58	56	57	60	60
旭川	57	53	57	58	58	滋賀	37	38	43	41	44
釧路	48	50	51	51	51	京都	173	169	186	198	199
青森	27	27	27	29	31	大阪	215	229	276	297	312
岩手	34	36	37	37	35	兵庫	136	157	156	162	174
宮城	98	100	100	102	104	奈良	76	79	80	85	86
秋田	28	27	26	25	25	和歌山	35	34	56	60	58
山形	52	55	56	54	54	鳥取	36	36	39	37	37
福島	54	56	54	50	50	島根	35	39	42	42	40
茨城	140	142	144	146	144	岡山	74	77	77	85	86
栃木	84	80	82	82	82	広島	144	152	154	156	166
群馬	68	76	75	78	82	山口	102	103	99	105	98
埼玉	79	83	89	88	90	徳島	53	50	50	50	49
千葉	252	258	252	251	248	香川	36	37	38	43	42
東京	673	708	752	780	804	愛媛	46	48	48	47	43
神奈川	245	251	261	269	275	高知	39	45	48	50	54
新潟	114	119	120	120	119	福岡	268	279	301	314	316
富山	35	35	36	40	40	佐賀	64	70	71	71	70
石川	63	59	58	55	52	長崎	85	90	89	92	92
福井	54	58	59	60	61	熊本	135	136	130	132	131
山梨	41	42	43	44	44	大分	80	75	73	72	77
長野	121	144	145	146	148	宮崎	98	97	92	90	91
岐阜	35	34	37	37	37	鹿児島	55	55	54	45	41
静岡	104	114	114	115	118	沖縄	53	52	53	64	64
						合計	5,038	5,250	5,440	5,570	5,631

(注1) いずれも4月1日現在  
(注2) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

## イ 選定請求状況

令和3年度は661件の選定請求を受け、制度が施行された平成20年12月から令和4年3月までに受け付けた選定請求は累計6,057件となった。

過去5年間の罪名内訳をみると、強制わいせつ・強制性交等々の罪の割合が最も高く、また、その件数は毎年度増加を続け、令和3年度は390件に上っている。

資料 5-27 選定請求件数及び罪名内訳の推移

(件)

罪 名	選定請求件数					(割合)
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
殺人(殺人未遂)	58	79	74	61	61	( 9.2%)
傷害	71	73	66	75	67	(10.1%)
傷害致死	34	31	14	26	32	( 4.8%)
強制わいせつ, 強制性交等等	273	295	316	367	390	(59.0%)
危険運転致死傷	19	12	13	14	13	( 2.0%)
業務上過失致死傷	1	2	2	1	2	( 0.3%)
重過失致死傷	0	1	0	2	0	( 0.0%)
過失運転致死傷等	58	75	54	72	52	( 7.9%)
逮捕・監禁等	7	10	9	11	7	( 1.1%)
略取・誘拐等	5	10	12	8	7	( 1.1%)
人身売買	0	0	0	0	0	( 0.0%)
強盗致死傷, 強盗・強制性交等等	25	40	19	40	27	( 4.1%)
その他刑法犯	6	7	13	13	3	( 0.5%)
特別法犯	4	0	3	1	0	( 0.0%)
合計	561	635	595	691	661	

資料 5-28

通常第一審事件のうち被害者参加を許可された人員数と  
国選被害者参加弁護士への委託人員数(司法統計による)

(人)

	被害者参加を 許可された人員数 ①	国選被害者参加弁護士への 委託人員数 ②	国選被害者参加弁護士が 付された割合 ②/①
令和3年	1,523	697	45.8%

## 5-6 被害者参加旅費等支給業務

### (1) 被害者参加旅費等支給制度の概要

被害者参加旅費等支給制度とは、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者等に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的に支援する制度である。資力等にかかわらず、全ての被害者参加人が支給を受けることができる。法テラスでは、旅費等の算定及び送金業務などを行っている。

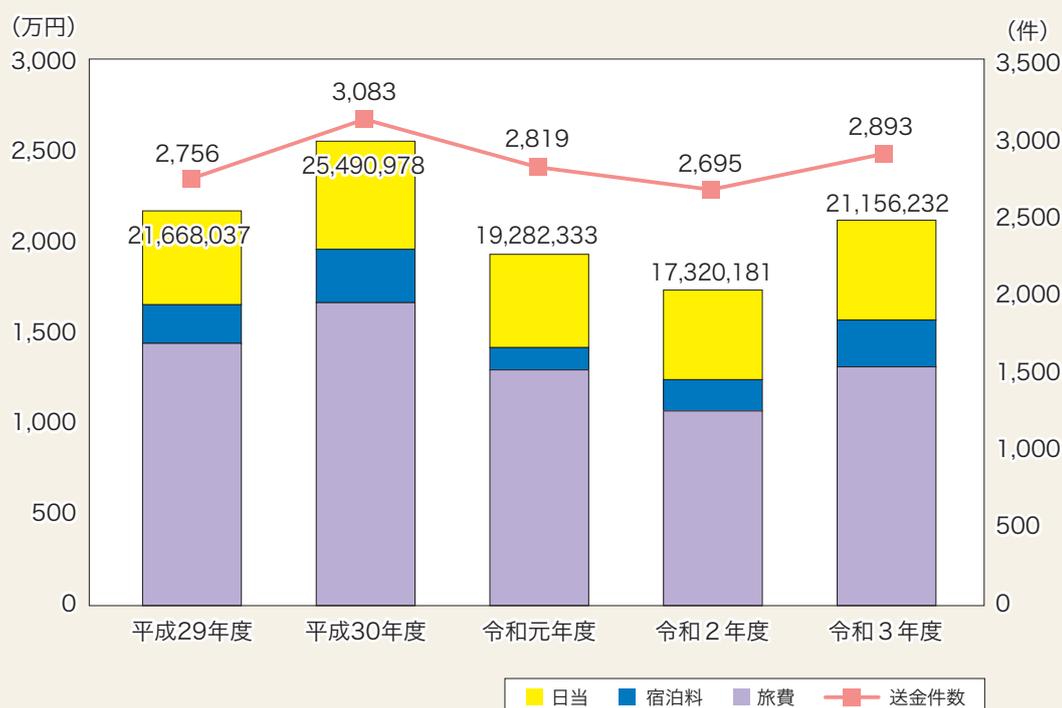
資料 5-29 被害者参加旅費等の支給の流れ



## (2) 被害者参加旅費等支給業務の実績

令和3年度は被害者参加人から2,977件の請求を受け、計2115万6232円の旅費等を送金した。今後も裁判所等と連携して、迅速な旅費等の支給に努める。

資料 5-30 被害者参加旅費等支給実績の推移



	請求 件数	送金							
		旅費		日当		宿泊料			
		件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
平成29年度	2,685	2,756	21,668,037	2,687	14,394,937	2,701	5,152,400	157	2,120,700
平成30年度	3,111	3,083	25,490,978	2,992	16,628,478	3,002	5,934,500	174	2,928,000
令和元年度	2,818	2,819	19,282,333	2,760	12,936,633	2,761	5,119,200	74	1,226,500
令和2年度	2,758	2,695	17,320,181	2,573	10,683,981	2,630	4,918,100	118	1,718,100
令和3年度	2,977	2,893	21,156,232	2,831	13,106,232	2,816	5,480,800	131	2,569,200
計	14,349	14,246	104,917,761	13,843	67,750,261	13,910	26,605,000	654	10,562,500